

No.	関連項目	意見内容	考え方
1	(5) 市及び教育委員会の責務	市民向け学校専門代理人弁護士の設置 行政として、市内学校事件事故専門の代理人弁護士（スクールロイヤーではない）を設ける（又は推奨）ことにより、学校現場で起こるいじめ、事故、保護者対応などの様々な問題に対して、ある一定の基準の事故（暴力、暴言、窃盗、パワハラ、その他犯罪）など、学校で発生する複雑な事案に、法的な観点から学校、加害者、被害者へ専門的な中立性のあるサポートを提供し、問題の未然防止や早期解決、そして安心・安全な学校環境の実現を目指す。費用面において市の財政により行うことが望ましいが、保護者負担による「いじめ保険（弁護士費用保障）」等の活用推進（推奨）を条文中に記載することにより、教員、社会や保護者のいじめ防止意識の向上を望む。	本条例の概要において記載している通り、「市は、この条例に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、当該対策に係る体制を整備する」旨を規定することを検討しております。学校事件事故専門の代理人弁護士に限らず、適切な体制で本条例に係る対策を進められるよう検討してまいります。
2	(5) 市及び教育委員会の責務	市民監視制度(オンブズマン)の導入 施行状況を監視する市民オンブズマン制度を設置する。市民代表・当事者家族・弁護士・教育関係者で構成し、調査・提言・公表の権限を有し、年次報告を市公式サイトで公開する。	市民オンブズマン制度を設置する予定はありませんが、本条例の概要において記載している通り、「市の基本理念にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有するものと」する旨の規定を検討しているところであり、関係機関等と連携しつつ、今後の施策を進めてまいります。
3	(5) 市及び教育委員会の責務	民間いじめ被害者の会(仮称)「VOICE鎌倉」の条例位置づけ VOICE 鎌倉(仮称: Victims' Organization for Inclusive & Civic Engagement) を公的対話・監視機構として位置づけ。 機能:①対応評価・勧告②被害者支援・仲介・相談 ③第三者機関人選への意見 ④年次報告への意見陳述 ⑤年6回以上のヒアリング 市は予算・場所・情報提供で支援し、条例見直し時は意見聴取を義務付ける。	民間機関について条例に位置付けることは困難ですが、本条例の概要において記載している通り、「市の基本理念にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有するものと」する旨の規定を検討しているところであり、関係機関等と連携しつつ、今後の施策を進めてまいります。
4	(10) 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会関係	「いじめ年6回協議」制度の条例化 市は年6回以上の協議会開催を義務付け、被害者家族・市民代表・専門家の出席権を保障し、要旨を公表する(個人特定防止)。	現在も開催している鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会については、必要に応じて開催することとしているため、今後も必要な回数の協議会が開催されるようにしてまいります。
5	(11) 鎌倉市いじめに関する調査委員会関係	「鎌倉市いじめに関する調査委員会」の調査報告方法の条文化及び「中間報告」の設定 重大事態発生時の「鎌倉市いじめに関する調査委員会」報告に関し、調査報告方法の条文化を行う。また、昨今の調査報告書作成の長期化にあたり、「中間報告書」作成を義務化する事により、調査中の判明した事実について進行状況を適時開示報告する義務を設ける。この対応により、被害児童及び加害児童の適宜支援及び指導実現が可能になり、問題の早期解決が望める。	鎌倉市いじめに関する調査委員会の運営方法等については関係規則に規定する事項であり、本条例における検討事項ではありませんが、報告書作成にあたり長期間を要していることは事実であり、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

6	(11) 鎌倉市いじめに関する調査委員会関係 (12) 鎌倉市いじめ問題再調査委員会関係	「第三者委員会」から「常設調査局」へ格上げ 弁護士・当事者家族・障害者代表・心理士・メディア代表等を含む常設独立機関を設置し、継続調査・監視・再発防止策の検証を所掌する。年次報告は議会で審議する。	常設調査局を設置する予定はありませんが、本条例の概要において記載している通り、「市の基本理念にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有するもの」とする旨の規定を検討しているところであり、関係機関等と連携しつつ、今後の施策を進めてまいります。
7	—	教育委員会の「組織図と担当者名」公開義務 教育委員会は、最新の組織図及び担当者氏名・役職・所掌を常時市公式ウェブサイトで公開するものとする。	鎌倉市の組織に関する事項のため、本条例における検討事項ではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、教育委員会の組織図については、以下の鎌倉市ホームページに掲載しています。 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shisei/soshikiannai/index.html
8	—	公立小・中・高の全校長氏名等の公開義務 各校長の氏名・任期・前任校等のプロフィールを常時市公式ウェブサイトで公開するものとする。	鎌倉市等の組織に関する事項のため、本条例における検討事項ではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、公立の小中学校含め、各公立学校の教員は神奈川県教育委員会が人事権を持っており、人事異動名簿については、毎年度、神奈川県教育委員会から公表されています。
9	—	重大事案関係教職員の氏名・経歴の公表(被害側同意前提) 被害者側の同意を前提に、関係教職員の氏名・経歴・処分内容を原則公表する。 適正手続:常設調査局による事実認定の確定後、必要最小限の範囲で公表し、誤認公表時は訂正・謝罪・二次被害防止措置を講ずる。	重大事案に関するか否かに関わらず、教職員の個人情報の開示については、各種法令に基づき適切に対応してまいります。
10	—	「筆談・通訳・録音」削除禁止と保存義務(10年) 筆談記録・通訳内容・録音データの削除・破棄を禁止し、最低10年間保存する。違反時は処分対象とする。教育委員会保有分にも同様に適用する。	録音データなどの電磁的記録を含めた行政文書の保存に関しては、鎌倉市教育委員会行政文書管理規則や鎌倉市行政文書管理規則等に基づいて保存期間を設定し、適切に管理してまいります。
11	—	鎌倉市独自の「処分+再教育」制度(鎌倉モデル) 重大事案の加害児童生徒に対し、処分に加えて心理的支援及び専門的再教育プログラムの受講を義務付ける。学校・保護者・市・外部専門機関は継続モニタリングを行う。	重大事案に限らず、いじめの加害児童生徒に対しても、必要に応じて心理士であるスクールカウンセラーや教育相談員をはじめとした専門職による支援を実施することが可能であり、こうした対応を含め、加害児童生徒に対する支援も引き続き実施してまいります。

12	—	「いじめ公表制度」の明文化 重大事態について、市は文書タイトル・対応概要・今後の措置を市公式ウェブサイトで公表する。被害者名は黒塗り、加害者名は非公開とする。 適正手続:事実認定確定後、必要最小限で公表し、誤公表時は救済措置を講ずる。	いじめ重大事態の調査結果の公表の有無・内容については、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断してまいります。
13	—	重大事案時の記者会見対応義務(歴任責任者を含む) 重大事案発生時、市長・教育委員会・校長・関係職員・歴任責任者は記者会見に応じる義務を負う。会見映像は10年間市公式サイトで公開する。	重大事案に関するか否かに関わらず、必要な内容についての記者会見の対応については、組織として対応してまいります。また、会見映像の取扱いについては、鎌倉市教育委員会行政文書管理規則や鎌倉市行政文書管理規則等に基づいて保存期間を設定し、適切に管理してまいります。
14	—	「メディア対応・原則自由化」 市及び教育委員会は、重大事案に関する報道機関の取材を原則歓迎し、正当な理由なく拒否しない。市のメディア対応は情報開示を原則とする。	重大事案に関するか否かに関わらず、報道機関の取材については今後も適切に対応してまいります。
15	—	「合理的配慮」とインクルーシブ教育の義務化 1. 学校及び教育委員会は、マイノリティ(少数派)である障害者や外国籍児童等に対し、合理的配慮を提供する法的義務を負う。 2. 「配慮」は善意や裁量ではなく、エクイティ(公正)の原則に基づく権利として位置づける。 3. 配慮の内容と実施過程を書面記録・当事者への交付を義務とし、不履行は行政責任として扱う。 4. 小・中・高すべての学校は、インクルージョン(共生)の理念を実現するため、以下の教育を年次的に実施する。 a. ダイバーシティ(多様性)教育を必修化(年2時限以上)。 b. 手話・点字・障害理解・外国文化・ジェンダー平等など、多様なマイノリティを尊重する授業を組み込む。 c. インクルーシブ・スクール交流(障害者との共修・共同イベント)を年4回以上開催。 5. 校内に「インクルージョン推進責任者」を配置し、合理的配慮申請の受付・調整・公表を一元管理する。	本条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて制定するものであり、教育内容について規定するものではありませんが、令和7年4月に策定した鎌倉市教育大綱では、そのコンセプトとして、 「学習者中心の学び」 (1) ワクワクして未来を創る学びを生み出す (2) 地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくる (3) 多様性を尊重した学びで共生社会を共創する (4) 学習者中心の学びを支える環境を整備する を掲げています。多様性を尊重する方向性は、ご指摘の点とも軌を一にするものと考えており、今後も鎌倉市教育大綱に基づいた取り組みを進めてまいります。
16	—	市公式サイトでの「いじめ年次報告書」公開 毎年度、発生件数・重大事態数・対応状況・問題点・改善策を一覧化した年次報告書を作成し、市公式サイトで公開する。	いじめの発生件数などの実態については、毎年度、国が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で把握しています。当該調査の結果は、一義的には市としての公表を想定しているものではないため、直ちに公表することとはできませんが、現時点では、以下のホームページにおいて、神奈川県としての調査結果が公表されています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/prs/r7878514.html

17	—	被害者家族の「納得確認書」なくして解決扱い不可 いじめ事案は、被害児童生徒及び保護者の文書による納得確認がなければ「解決済」とみなさない。	いじめ事案については、各関係者が納得できるように解決することが望ましいと考えており、納得が得られるように、可能な限り対応してまいります。
18	—	「全国横断データベース」への提言(匿名で再発監視) 市はいじめ事案の記録を保存し、国に対し匿名化を前提とした全国横断データベースの設立を提言する。登録項目は加害行為の履歴・対応経過・再教育状況とし、転校・異動後も再発防止に活用できるものとする。	国への提言事項のため、本条例における検討事項ではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
19	—	再発防止研修の義務化(学校・教育委員会全職員) 市及び教育委員会は毎年度の全職員必修研修を実施する。未受講者は昇進・昇格を制限できるものとし、研修内容は市公式サイトで公開する。	鎌倉市教育委員会では、教職員に対する各種研修を用意しており、例えば「危機管理対応能力育成研修会」や「人権教育研修会」、「事故不祥事防止研修会」などを外部講師も活用しながら実施しています。こうした研修も活用しながら教職員の意識の醸成をはかってまいります。
20	—	条例の定期見直しと共同審議義務 少なくとも3年に1度、条例を見直す。見直しは条例再検討会議(No19の意見の団体、当事者・保護者代表を必ず含む)により共同審議で行う。教育委員会単独の内部検証は認めない。重大事案発生時は臨時見直しを行い、結果を市公式サイトで公表する。	条例の見直しは必要に応じて実施されるものです。条例の制定権は、憲法第94条及び地方自治法第14条において定められた地方自治体の権利であり、条例は、市民から直接選挙で選ばれた議員で構成される市議会において議決されることにより制定されるものであることから、改正にあたっては市民の意見が取り入れられる仕組みとなっていると考えています。
21	—	教職員等の説明責任・実名公表・連帯責任の明文化 重大事案で加担・黙認・隠蔽に関与した教職員は実名公表とする。当時の最高責任者(校長・教育委員会幹部)に説明責任を課す。組織的対応の不備が認められる場合、学校及び教育委員会は連帯して責任を負い、処分の対象とする。 適正手続:事実認定確定後、必要最小限で公表し、救済条項を併設する。	いじめ重大事態については、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項に基づいて第三者委員会を設置し、丁寧に調査、事実認定を実施した上で報告書をまとめ、関係者への説明を実施することとしておりますが、教職員の個人情報の開示等については、各種法令に基づき適切に対応してまいります。

22	—	いじめ事案の公表における被害者家族の同意制度 公表は被害者本人及び保護者の同意を必須とする。匿名化(黒塗り)を前提に、 1) 加害行為の具体的内容 2) 学校及び関与職員の氏名 3) 対応の有無・経過・結果 を市公式サイト及び年次報告で公表する。 適正手続:常設調査局の事実認定確定後、必要最小限で公表し、同意書面化・撤回手続を整備する。	重大事態になっていないいじめ事案については、調査委員会による調査のように、事実関係の認定が客観的に行われているものではありません。また、情報の公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする各種法令に基づいて実施する必要があり、本人の同意があったとしても、必ずしも公開できるわけではないこと、教職員の個人情報の開示等については、個人情報の保護に関する法律をはじめとする各種法令に基づき適切に実施していく必要があることなどの課題も存在するため、現時点での個別のいじめの事案を公表していくことは考えておりません。 一方で、いじめ重大事態の調査結果の公表の有無・内容については、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。
23	—	社会的マジョリティとマイノリティの共存指針 教育行政及び学校は、社会的マジョリティ(多数派)とマイノリティ(少数派)の共存を前提とした学校運営を行う。 校内方針・行事・指導内容は「すべての子どもが主役であること」を理念とし、特定の価値観に偏らないよう調整を行う。	鎌倉市では、令和7年4月に鎌倉市教育大綱を策定しており、そのコンセプトとして、 「学習者中心の学び」 (1) ワクワクして未来を創る学びを生み出す (2) 地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくる (3) 多様性を尊重した学びで共生社会を共創する (4) 学習者中心の学びを支える環境を整備する を掲げています。教育大綱の下、多様性を尊重するとともに、学習者としての全てのこどもの学びを支えられるような学校運営が行われるように取り組んでまいります。
24	—	アンコンシャス・バイアスの教育・研修義務 すべての教職員は年4回以上、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)に関する専門研修を受講する。 研修は外部講師または当事者団体の協力により実施し、理解度を確認する。 教育委員会は実施・未実施を公表し、未実施校には改善命令を行う。	鎌倉市教育委員会では、教職員に対する各種研修を用意しており、例えば「危機管理対応能力育成研修会」や「人権教育研修会」、「事故不祥事防止研修会」などを外部講師も活用しながら実施しています。こうした研修も活用しながら教職員の意識の醸成をはかってまいります。
25	—	ダイバーシティ・インクルージョン推進局の設置 鎌倉市は、教育分野に特化した「ダイバーシティ・インクルージョン推進局」を新設し、いじめ・差別・合理的配慮の実施・検証・啓発を横断的に担う組織とする。構成員には当事者(障害・外国籍・LGBTQ等)を含めることを義務づける。	鎌倉市の組織に関する事項のため、本条例における検討事項ではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

26	—	エクイティ（公平性）に基づく教育制度改革 学校における配慮・支援・評価は、平等(Equality)ではなく公平(Equity)を原則とする。 各児童生徒の背景(障害・家庭環境・文化・言語)に応じた柔軟な対応を制度として保障する。 成績評価・出席・発表・発言などの機会においても、個々の条件を考慮した公平措置を導入する。	本条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて制定するものであり、教育内容について規定するものではありませんが、令和7年4月に策定した鎌倉市教育大綱では、そのコンセプトとして、 「学習者中心の学び」 (1) ワクワクして未来を創る学びを生み出す (2) 地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくる (3) 多様性を尊重した学びで共生社会を共創する (4) 学習者中心の学びを支える環境を整備する を掲げています。多様性を尊重する方向性は、ご指摘の点とも軌を一にするものと考えており、今後も鎌倉市教育大綱に基づいた取り組みを進めてまいります。
27	—	インクルーシブ・ガバナンス(共同統治)制度 いじめ・差別・配慮に関する全ての審議・判断・報告書には、当事者(ろう者・障害者・被害者家族)を正式構成員として参加させる「インクルーシブ・ガバナンス」体制を義務付ける。「当事者不在の審議」は無効とする。	鎌倉市の組織や行政運営全体に関する事項のため、本条例における検討事項ではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
28	—	公教育における新・人権原則「DEI+I モデル」 鎌倉市はいじめ防止と教育行政の根幹に、 Diversity(多様性)/Equity(公正) / Inclusion(包摂)/Inclusive(参加型)の理念を明文化し、すべての学校経営計画・教員評価・授業設計の基準とする。	本条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて制定するものであり、教育内容について規定するものではありませんが、令和7年4月に策定した鎌倉市教育大綱では、そのコンセプトとして、 「学習者中心の学び」 (1) ワクワクして未来を創る学びを生み出す (2) 地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくる (3) 多様性を尊重した学びで共生社会を共創する (4) 学習者中心の学びを支える環境を整備する を掲げています。多様性を尊重する方向性は、ご指摘の点とも軌を一にするものと考えており、今後も鎌倉市教育大綱に基づいた取り組みを進めてまいります。
29	—	民間提案による条例改正の柔軟化と説明責任の義務化 社会情勢・教育環境・価値観・技術変化(SNS・AI・情報拡散・新たな差別構造)等に応じ、民間いじめ被害者の会(仮称) VOICE 鎌倉、当事者、保護者、専門家、市民団体からの正式な提案があった場合、教育委員会はこれを誠実に検討し、条例の部分改正・再審議を行う義務を負うものとする。 教育委員会または行政関係者が当該提案を否定・保留・棚上げ・無視する場合は、その理由・根拠・審議過程を文書で明示し、当事者及び市民に対して説明責任を果たさなければならない。 さらに、同条項は「市民が法を動かす権利」を保障するものであり、行政が“沈黙による支配”や“形だけの検証”を繰り返すことを防ぐ最後の安全装置である。	条例の見直しは必要に応じて実施されるものです。条例の制定権は、憲法第94条及び地方自治法第14条において定められた地方自治体の権利であり、条例は、市民から直接選挙で選ばれた議員で構成される市議会において議決されることにより制定されるものであることから、改正にあたっては市民の意見が取り入れられる仕組みとなっていると考えています。

30	—	子どものいじめがなくなるのは、大人のいじめがあるからである。議会や行政職員間でもしっかりなくしてほしい。	本条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて制定するものであり、大人に対するいじめについて対象としているものではありませんが、いじめは、誰に対しても、あってはならないものと考えます。なお、関連として、鎌倉市では「鎌倉市議会ハラスメント防止条例」及び「鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例」を9月議会で制定したところであり、議会や行政職員については、こうした条例等にも基づき対応してまいります。
----	---	---	--

※いただいたご意見は、一部内容を要約しています。また、同一の方からの同内容のご意見は1件としてまとめています。